

2020年03月3日

星城大学
学生の皆様

星城大学
学生生活委員長
学修支援課長

新型コロナウイルスの感染拡大における対応について【更新(4回目)】

湖北省・武漢を発生源とする新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大における、文部科学省から示された対応が再度更新されました。つきましては、学生の皆様は、下記の内容を再度、確認の上、適切に対応するようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症を指定感染症への指定について

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令については、2月1日から施行されることが決定しました。これにより、2月1日以降、星城大学学長は、該感染症にかかっている又はかかっている疑いのある学生があるときは、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に定める第一種感染症として治癒するまで出席を停止させることができます。詳細は、学修支援課までお問い合わせください。

2. 中国からの帰国者について

<中国又は韓国から帰国した学生の方>

(1) 中国又は韓国から帰国した学生については、次の場合分けに従って対応してください。

A) 流行地域(※2)から帰国又は流行地域在住の方と接触があった学生

(※2) 流行地域とは、中国湖北省及び浙江省並びに韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡をいう。

① 帰国日から2週間以内に発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状(以下単に「症状」という。)がある学生

他の人との接触を避け、マスクを着用し、すみやかに本人又は保護者から最寄りの「帰国者・接触者相談センター」(以下「センター」という。)に電話相談していただくとともに、センターから紹介された医療機関の受診結果を本人又は保護者から大学に報告してください。大学は、必要に応じ、学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとります。

② 現に症状がない学生

現に症状がない学生については、特に帰国後2週間は、本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在していただくよう要請します。嚴重な健康観察等を行い、症状が出現した場合には、上記①の対応をとってください。

(参考) 保健所管轄区域案内(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/

B) 中国又は韓国(流行地域を除く。)から帰国し、流行地域在住の方と接触がない学生

① 帰国日から2週間以内に症状がある学生

人との接触を避け、マスクを着用するなどし、すみやかに近くの医療機関を受診していただくとともに、受診結果を本人又は保護者から大学に報告してください。大学は、必要に応じて学校保健安全法に基づき出席停止の措置をとります。

② 現に症状がない学生

帰国後2週間は、本人又は保護者から、大学と連絡を密にしてください。大学は、文科省からの通知に従い、厳重な健康観察等を行います。症状が出現した場合には、上記①の対応となります。

(2) 新型コロナウイルスの感染予防について

新型コロナウイルスの感染拡大予防には、手洗い、飛沫感染の予防のためのマスクの着用が有効とされています。また、接触感染の予防にはウイルス付着部の70%アルコールによる消毒も有効といわれていますので対策をしてください。

(3) 海外渡航を予定している方について

特に、新型コロナウイルスの感染流行地域に今後渡航を予定している方は、外務省海外安全ホームページを参照し、十分注意をしてください（例：現在、中国湖北省は危険レベル3で「渡航は原則中止」となります）。日本を出国する際には、学生は必ず学修支援課に出国届を提出してください。

(4) 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識の取得に努めてください

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、関連ホームページで最新の情報収集に努めてください。また、知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を学び、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないように人権に十分配慮してください。

【関連情報ホームページ】

○新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(内閣官房ホームページ)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A
(令和2年1月27日版)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

【参考】

※「新型コロナウイルス感染症の『指定感染症』への指定を受けた学校保健安全法上の対応について(依頼)」(令和2年1月28日付、文部科学省事務連絡)

※元初健食第37号「中国から帰国した児童生徒等への対応について(通知)」令和2年1月29日文部科学省

※元初健食第42号「『中国から帰国した児童生徒等への対応について(通知)令和2年1月29日付け元初健食第37号』の更新について(通知)」令和2年2月3日付、文部科学省

以上